

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分～16時

2011.4/15

編集
発行

米原市役所

広報秘書課

有料メール交換サイトにご注意を!

ゲームサイトやSNS^(注)(ソーシャルネットワーキングサービス)で知り合った人から誘われて、有料のメール交換サイトへ登録し、メール交換を続けるうちに利用料金が高額になるというトラブルが多発しています。



サイトで知り合った人や知らない人からメールがきて、悩みを聞いてほしい、遺産を分けたい、お金をあげる、助けてほしいなど、様々な理由で別のサイトへ登録するよう誘われます。



誘われたサイトでは、メール送受信などにポイントの購入が必要で、次から次へとメールが来てやり取りをするうちに、あっという間に高額な利用となります。相手から会ったときにお金を渡すので立て替えてほしいと言われてポイントを購入したものの、実際に会うことができないなど、ポイントを購入させるための「なりすまし」ではないかと疑われるケースが多く見られます。

インターネットは匿名の世界で、簡単に相手を信用することは禁物です。知らない人がおいしい話だけをもってくることはないので、ご注意ください。

(注)SNS…インターネット上で情報交換等をする交流サイト

使えなくなる ギフト券や商品券の ご確認を!

昨年4月に「資金決済法」が施行されたことに伴い、取り扱いが終了して使えなくなるギフト券や商品券が増えています。

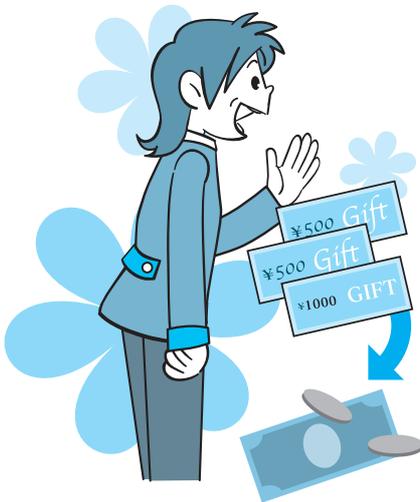
取り扱い終了の場合、あらかじめ新聞等で公表され、一定期間の払い戻しの手続き期間が設けられますが、それを過ぎると使うことも払い戻しを受けることもできなくなります。ご不明な点は、券の発行元、または消費生活相談窓口までご連絡ください。

<すでに取扱終了となっている例>

- 全国共通文具券
- 花とみどりのギフト券(有効期限記載のないもの)など

取扱終了または払戻し中のギフト券や商品券の一覧を、国民生活センター・金融庁のホームページで確認することができます。

- ◆ 国民生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/>
- ◆ 金融庁
<http://www.fsa.go.jp/>



〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
☎0749(52)6627

0749(52)5195



発行日 平成23年4月14日(木)
Eメール koho@city.maibara.lg.jp
公式サイト <http://www.city.maibara.lg.jp/>